

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時

令和5年11月6日午後1時30分

2、開会の場所

役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1 番	石本 晋也	2 番	澤田 嘉之
5 番	田中 正博	7 番	山本 功
8 番	井澤 茂治	9 番	中川 茂成
10 番	田中 安弘	11 番	山本 千恵子
12 番	田中 吉照	13 番	草嶋 邦子
16 番	杉嶋 秀美	17 番	森島 隆詞
18 番	井上 和也	19 番	岩井 三郎

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

なし

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

3 番	野秋 眞秀	4 番	堀内 大
6 番	中村 正	14 番	新司 吉行
15 番	松尾 清敏		

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

なし

事務局	八田 貴史
	山口 健司
	下村 祐未

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	令和5年度農用地利用集積計画（第6次）の決定について
報告第1号	非農地証明交付申請について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号	田から畑への変更計画届について

8、署名委員

10番 田中 安弘

11番 山本 千恵子

9、閉会の日時

令和5年11月6日午後2時40分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和５年第１１回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は１４名中１４名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第２７条３項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は５名中５名の方に出席いただいております。

議長 本日も何かとお忙しい中、農業委員会総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。当委員会としましては、マスクの着用は個人の判断としますが、引き続き感染予防対策をする中で、総会を開催することといたしましたので、何とぞよろしくお願いいたします。

本日の署名委員は、１０番田中安弘委員、１１番山本千恵子委員のお二人にお願いします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、でございます。１ページをお開きください。１番でございます。

【 提案説明 】

場所については２ページの地図のとおりです。

本件については、譲渡人が高齢のため営農規模縮小に伴う所有権の有償移転申請です。譲受人はこれまで当該地を小作人として営農されていたものを、後で報告２号で出てまいります。合意解約されたうえで、新たに有償での所有権移転をされるものです。

譲受人は営農地のすべてを耕作されておりますので、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第３条第２項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

続きまして、１ページにお戻りいただき、２番でございます。

【 提案説明 】

場所については３ページ及び４ページの地図のとおりです。

本件については、譲渡人が高齢で従事が難しくなったため、これまでから一緒に耕作をしていた妹一家に後継として今後も耕作してもらうため、兄妹間での贈与をするものです。今後も精華町内にある実家を拠点として、農機具等も実家のものを使用して営農されるものです。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第３条第２項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相

当と考えております。

以上です。

議 長 議案第 1 号については、地区担当委員の田中正博委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

田 中 5 番、田中です。

1 番の案件につきまして、1 1 月 1 日に岩井会長と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。当該地は適正に管理されておりました。

事務局から説明のあったとおり、これまで耕作をされてきた小作人の方が小作権を合意解約の上、今回購入されるものです。

農地として、今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続いて 2 番については、地区担当委員の澤田委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

澤 田 2 番、澤田です。

2 番の案件につきまして、1 1 月 1 日に岩井会長、井澤委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

一筆は保全状態の土地がございましたが、それ以外は農地として適正に管理されておりました。

今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第 1 号については、許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、と議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、は関

連しますので議案の提案及び説明は一括して行うものとし、その後、審議は個別に行うこととします。

それでは、事務局より議案第2号及び第3号について、一括して提案及び説明を願います。

事務局 それではまず、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、でございます。

5ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については6ページの地図の一番広い場所になります。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、でございます。

7ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

2番でございます。

【 提案説明 】

場所については6ページの地図の左右の三角形になり、1番、2番の譲渡人双方で交換されるものです。

所有者自身が転用される場合、譲受人が転用される場合で農地法第4条と第5条に分かれておりますが、第4条の植田山中31番3と第5条の30番2を一体的にガソリンスタンドの従業員及び来客用露天駐車場として、第5条の植田山中31番6は隣接する居住者の自家用駐車場として転用されるものです。

3件ともに立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがいまして、議案第2号につきましては、農地法第4条第6項の各号の不許可要件に該当しないため、また、議案第3号につきましては、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、両議案ともに許可相当と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 議案第2号及び第3号については、地区担当委員の田中正博委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

田 中 5番、田中です。

本件につきまして、11月1日に井上副会長と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

事務局から説明がありましたように、6ページの地図にある、植田山中30番2と31番6を所有者間で交換し、30番2と31番3は一体的にガソリンスタンドの従業員及び来客用露天貸駐車場として、31番6は隣接する個人宅の駐車場として転用されるものです。

ともに排水計画も問題なく、隣接地にも影響がないことから地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それではまず、議案第2号について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号については、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。

議 長 それでは続いて、議案第3号について、審議をお願いいたします。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第3号については、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。

議 長 次に、議案第4号、令和5年度農用地利用集積計画（第6次）の決定についてを議題とします。

事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 8ページをお開きください。

それでは議案第4号、令和5年度農用地利用集積計画（第6次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

9 ページをお開きください。1 番でございます。

【 提案説明 】

場所については1 1 ページの地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第1 8 条第3 項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第4 号についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第4 号についての計画は議案どおり決定いたします。

議 長 続きまして、報告第1 号、非農地証明交付申請について、を報告します。
それでは事務局より報告願います。

事務局 それでは1 2 ページをお開きください。非農地証明交付申請について、でございます。
1 番・2 番は関連しますので、一緒にご説明いたします。
1 番でございます。

【 提案説明 】

続いて、2 番でございます。

場所については1 3 ページの地図のとおりです。

本件は、先ほどの非農地の事由から平成5 年頃には少なくとも耕作がされておらず、山林と化しており農地への復旧や営農も困難であることから、非農地と認定して問題のないものと考えます。

続いて、3 番でございます。

【 提案説明 】

場所については1 4 ページの地図のとおりです。

本件は、先ほどの非農地の事由から昭和1 8 年頃には耕作がされておらず、山林と化しており農地への復旧や営農も困難であることから、非農地と認定して問題のないものと考えます。

以上で報告を終わります。

議 長 1 番と 2 番については、地区担当委員の井澤委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

井 澤 8 番、井澤です。

1 番及び 2 番について、11 月 1 日に岩井会長、田中安弘委員、澤田委員、山口局長補佐と申請者の委任者の案内のもと、現地を確認しました。

ただいま、事務局から説明のありましたとおり、当該地は傾斜地で、樹木が生い茂って山林と化しており、農地への復旧や営農も困難であると考えられるため、やむを得なく、地元担当委員としては非農地として認定して問題のないものと考えます。

以上です。

議 長 3 番については、地区担当委員の草嶋委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

草 嶋 13 番、草嶋です。

10 月 23 日、岩井会長、杉嶋委員、山口局長補佐と申請者の案内のもと、現地を確認しました。

ただいま、事務局から説明のありましたとおり、当該地は傾斜地で、樹木や竹が生い茂って山林と化しており、農地への復旧や営農も困難であると考えられるため、やむを得なく、地元担当委員としては非農地として認定して問題のないものと考えます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。本件について、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第 1 号を終わります。

議 長 続きまして、報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 頁の規定による通知について、を報告します。

事務局より報告願います。

事務局 15 ページをお開きください。

それでは報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 号の規定による通知について、でございます。

1 番でございます。

【 提案説明 】

先ほどの議案第 1 号の 1 番でご説明したとおりです。

以上で報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。本件について、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、報告第3号、田から畑への変更計画届について、を報告します。
事務局より報告願います。

事務局 16ページをお開きください。
それでは報告第3号、田から畑への変更計画届について、でございます。
1番でございます。
【 提案説明 】
場所については17ページの地図のとおりです。
以上で報告を終わります。

議 長 ありがとうございました。本件について、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第3号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
令和5年11月29日水曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和5年11月29日水曜日午後1時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますが、議案締め切りから総会までの日がなく、議案書は当日配付とさせていただきますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時40分